

みんなで防ごう！ 高齢者虐待

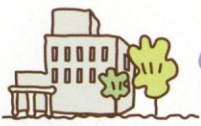
—大切なのはみんなの“気づき”—



高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (高齢者虐待防止法)

この法律では、『高齢者虐待』を、65歳以上の高齢者に対し家族などの養護者または養介護施設従事者等が行う虐待と定義づけ、高齢者本人と養護者のどちらも支援することを目的としています。

虐待は「気が付かない」うちに、家庭や施設の中で起こっていることがあります。懸命に介護をしているつもりが、虐待に至ってしまうこともあります。虐待の防止には、一人ひとりの「気づき」が大切です。高齢者虐待のない地域を共に築いていきましょう。



こんなことが高齢者虐待です



身体的虐待

- 身体への暴行（殴る、蹴る、つねるなど）
- ベッドに縛り付けるなどの身体拘束
- 無理やり食事を口に入れるなど

心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 無視をする
- 故意に人前で恥をかかせる
- 侮蔑をこめて子ども扱いするなど

性的虐待

- 高齢者へのわいせつな行為の強要
- 排泄の失敗などについて懲罰的に裸にして放置するなど

介護・世話の放棄・放任

- お風呂に入れない、着替えをさせない、不衛生な生活のまま放置する
- 適切な医療・介護サービスを受けさせないなど

経済的虐待

- 高齢者の合意なしに財産や金銭を使う
- 日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない
- 財産の無断売却・処分など

この他にも、「セルフ・ネグレクト」（自ら自分の生命、健康、生活を損なうまま放置している状態）の高齢者も多く、他の虐待同様に周囲の支援が望まれます。

自覚がなくても虐待に…

高齢者虐待は、介護者の介護疲れや孤立感、これまでの人間関係、経済的困窮など、さまざまな要因が重なり合って発生します。

また、虐待をしている人の半数以上が虐待の自覚が無いと言われています。



Check List

高齢者虐待 “気づき”の チェックリスト



- 介護や世話が大変なので、世話をしない。
- 高齢者が言うことを聞かないので、つい手が出たり怒鳴ったりしてしまう。
- 良いことと悪いことをわかってもらうため、しつけとして叩くことがある。
- 認知症により徘徊するので部屋に閉じ込めている。
- 認知症や寝たきりの高齢者がいるが、世間体が悪いので外出させず、本人を訪ねてくる人があっても会わせないようにしている。
- 経済的に苦しいので、過度に通院や介護サービスを控えている。

正しい理解が
虐待を防ぐ！

認知症

高齢者虐待を受けている高齢者の多くに認知症の症状があるといわれています。認知症の高齢者の介護には大きな負担が伴います。認知症は脳の病気の一つであることを理解し、適切な支援やサービスの利用などで介護の負担を減らしましょう。



認知症家族交流会

認知症介護者教室

介護者の交流と情報交換の場です。また、『認知症』を理解し、適切な対応・介護の方法を知ることで、介護する方の不安とストレスの軽減を図ることを目的としています。



地域の見守りで虐待を防ごう!



『虐待かな?』を見逃さない

介護の必要な高齢者や介護をしている家族が地域で孤立しないようにすることが、高齢者虐待を防ぐ第一歩になります。ちょっとした変化にも気が付けるように、地域の中で一人ひとりが気軽にできることから始めてみましょう。

家族に暴力を振るわれる。
もう耐えられない…。



高齢者

子どもが遊びに来るたびに
年金を持っていってしまう…。

毎日の介護が負担。
体も心も疲れてしまった…。



家族・親族

家族が虐待をしているみたい。
でも、他に面倒を見る人も
いないし口を出せない…。

相談窓口

文京区 高齢者相談係
高齢者あんしん相談センター

こんなときは

にご相談ください!



地域住民

あのおばあちゃん、
雨の日にも公園で座ってる。
家に居づらいのかな?

急に痩せてきたような気がするけれど、
世話をしてもらえているのかな…。

介護従事者

利用者さんの体に不審なアザが。
理由を言いたがらないし、
表情も暗いわ…。

年金があるはずなのに、いつも
お金を全く持ってないみたい。なぜ?

日頃から声をかけよう

地域の高齢者に日常的に声をかけ、顔を合わせたらあいさつを交わすなど、高齢者が孤立しにくい関係を築きましょう。

近隣の見守り

近隣の高齢者の家庭に変わった様子はないか、介護をしている方が悩んでいる様子はないか、地域で見守りましょう。

相談をすすめよう

介護に負担を感じている人に対しては、その気持ちを受け止め、労をねぎらうことが大切です。自分で抱え込まずに専門家に相談するよう勧めましょう。



高齢者の方々が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるために、見守りや声かけ等を行う地域の輪です。異常等を発見した時に速やかに対応できるよう、地域で活動する方々や事業所・企業の方々と高齢者あんしん相談センターが連携し、高齢者とその家族を支えます。



相談窓口・連絡先一覧

虐待かな？と思ったらためらわないで、ご連絡ください

虐待に気づいた時、迷った時には、区や高齢者あんしん相談センター等に通報するよう定められています（高齢者虐待防止法）。虐待の早期発見が、事態の深刻化を防ぐことにつながります。皆様からの通報は、高齢者を守るだけでなく、虐待をしている養護者を救うことにもなります。

**通報者の情報は
守られます**

- 誰が連絡・通報したのか周囲に知られることはありません。
- 「虐待かもしれない」状況でも通報することができます。



日常生活圏域	相談窓口	電話	所在地
富坂	高齢者あんしん相談センター富坂	3942-8128	白山 5-16-3
	高齢者あんしん相談センター富坂分室	5805-5032	小石川 2-18-18
大塚	高齢者あんしん相談センター大塚	3941-9678	大塚 4-50-1
	高齢者あんしん相談センター大塚分室	6304-1093	音羽 1-15-12
本富士	高齢者あんしん相談センター本富士	3811-8088	湯島 4-9-8
	高齢者あんしん相談センター本富士分室	3813-7888	西片 2-19-15
駒込	高齢者あんしん相談センター駒込	3827-5422	千駄木 5-19-2
	高齢者あんしん相談センター駒込分室	6912-1461	本駒込 2-28-10

高齢者あんしん相談センター（分室を除く）の開設時間は、
月～金＝9:00～19:00 土・日・祝日・12/29～1/3＝9:00～17:30 です。
分室の開設時間は、月～土＝9:00～17:30 です。日・祝日・年末年始はお休みです。

区役所・保健所窓口	電話番号	所在地
高齢福祉課高齢者相談係	5803-1382	春日 1-16-21（シビックセンター 9階南側）
保健サービスセンター	5803-1807	春日 1-16-21（シビックセンター 8階北側）
保健サービスセンター本郷支所	3821-5106	千駄木 5-20-18
介護保険課介護保険相談係 （養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）	5803-1383	春日 1-16-21（シビックセンター 9階南側）

月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分

その他の相談窓口	電話番号	相談時間
みんなの人権110番 （東京法務局 常設人権相談）	0570-003-110	月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分